

■ラオス本邦研修「刑事訴訟法における証拠法研究」を実施しました。

令和元年5月20日（月）から同月31日（金）までの間、法務省赤れんが棟などにおいて、ラオスの本邦研修を実施しました。

現在、法務省及び独立行政法人国際協力機構（JICA）は、ラオスの司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学とともに、法・司法分野の中核を担う人材が基本法令の理論を構築・研究したり、その理論に基づいて法を運用・執行したり、法令及び実務を改善したりすることができる能力を身に付けることなどを目標とした「法の支配発展促進プロジェクト」を実施しています。

ラオスの刑事訴訟法の中には、違法な行為によって得られた自白を証拠として使うことができないという規定や刑事訴訟法に違反する手段により得られた情報は証拠にならないという規定などがあります。

しかし、それらの規定の実務における解釈や運用が統一されていないなどの問題があります。

そこで、ラオスの司法省の方々、裁判官、検察官、警察官、弁護士、大学の先生を日本に招き、研修を実施しました。



【参加者と一緒に赤れんが棟を背景に記念撮影】

この研修では、日本やドイツ、アメリカにおける証拠法の理論に関する講義、日本の警察の取調べや鑑定の実務に関する講義などを実施しました。

また、東京地方裁判所で裁判を傍聴し、警察庁科学警察研究所などを訪問しました。



【加藤克佳教授による講義風景】



【洲見光男教授による講義風景】



【波床昌則弁護士（元裁判官）による講義風景】



【宮家俊治弁護士による講義風景】



【修了式後の記念撮影】

参加者からは、「色々な国の法律との比較は大変役に立った」、「違法な証拠として排除するか否かを適切に判断するには、深い理解が必要であるが、この研修はその理解に役立った」、「日本の捜査実務は、法律を守り、透明性があることが分かったので、ラオスでも実現したい」、「多くの新しい知識を習得でき、大変有意義な研修であった」などの感想が寄せられました。

本研修に御協力いただきました講師の方々を始め、訪問を受け入れてくださった機関の皆様、関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。